

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月8日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 辰 野 温

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て
承継機能付クラス
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型 米ドル建て承継機
能付クラス
(Premium Funds
- Wealth Core Portfolio Conservative Type Class USD Inheritance
Unit
- Wealth Core Portfolio Growth Type Class USD Inheritance
Unit)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の金
額】

各受益証券の上限額は、以下の通りとする。

（ ）当初申込期間

プレミアム・ファンズ

- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
米ドル建て承継機能付クラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル（約1,074億円）を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
米ドル建て承継機能付クラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル（約1,074億円）を上限とする。

（ ）継続申込期間

プレミアム・ファンズ

- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
米ドル建て承継機能付クラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル（約1,074億円）を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
米ドル建て承継機能付クラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル（約1,074億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2018年
2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米
ドル＝107.37円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月8日以降、コンサバティブ型の米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券ならびにプレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ グロース型、グローバル・コア株式ファンド、ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型およびグローバル・コア債券ファンドのあらゆるクラス受益証券とのスイッチングが可能となるため、2018年4月18日に提出した有価証券届出書（2018年5月16日、2018年8月31日および2018年12月17日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）に記載の表現等を一部更新するため、また、その他の関係情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（注）下線および傍線部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的、信託金の限度額

<訂正前>

（前略）

（ ）コンサバティブ型

コンサバティブ型は、その資産の実質的にすべて（通常の状態において、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法の下で変動資本を有する投資法人としての適格性を有する公開有限責任会社として設立されたゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.（以下「投資先投資法人」という。）のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ^{（注）}（以下「コンサバティブ型投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。コンサバティブ型投資先ファンドの投資目的は、債券に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

（ ）グロース型

グロース型は、その資産の実質的にすべて（通常の状態において、その資産の最低85%相当）を、投資先投資法人のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ^{（注）}（以下「グロース型投資先ファンド」といい、コンサバティブ型投資先ファンドとグロース型投資先ファンドを個別にまたは総称して「投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。グロース型投資先ファンドの投資目的は、株式に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

各サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

（注）ゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオおよびゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオは、それぞれゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオおよびゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオに名称変更することが企図されている。ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の承認を条件として、2018年12月頃に変更の効力が発生する予定である旨の報告を投資先ファンドから管理会社が受けている。以下同じ。

<訂正後>

（前略）

（ ）コンサバティブ型

コンサバティブ型は、その資産の実質的にすべて（通常の状態において、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法の下で変動資本を有する投資法人としての適格性を有する公開有限責任会社として設立されたゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.（以下「投資先投資法人」という。）のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ^{（注）}（以下「コンサバティブ型投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。コンサバティブ型投資先ファンドの投資目的は、債券に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

（ ）グロース型

グロース型は、その資産の実質的にすべて（通常の状態において、その資産の最低85%相当）を、投資先投資法人のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ^{（注）}（以下「グロース型投資先ファンド」といい、コンサバティブ型投資先ファンドとグロース型投資先ファンドを個別にまたは総称して「投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。グロース型投資先ファンドの投資目的は、株式に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

各サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

（注）ゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオおよびゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオは、2018年12月28日付でそれぞれゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオおよびゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオに名称変更した。以下同じ。

（３）ファンドの仕組み

管理会社の概要

（ハ）資本金の額

<訂正前>

2018年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億9,020万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,535円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝126.73円）による。

<訂正後>

2018年10月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億9,946万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,569円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.43円）による。

2 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

（前略）

各サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は時として大幅に変動することがある。

マルチ・アセット・ファンドである投資先ファンドに主に投資するサブ・ファンドは、ラップ型ファンドと呼ばれる投資信託としての特徴を兼ね備えたファンドである。

- ・ラップ型ファンドとは、専用口座を通じて運用のプロが顧客資産の運用や投資配分を行う「ラップ口座」のメリットを、より手軽に享受できるように設計された投資信託である。投資家の運用目的に応じた選択が可能であること、ベンチマーク運用でも固定配分でもなく市場環境に合わせて投資運用会社が機動的に資産配分を変更することを特徴とした投資信託を指す。
- ・サブ・ファンドは、マルチ・アセット・ファンドである投資先ファンドに主に投資する。投資先ファンドは、市場環境に応じて機動的に資産配分を変更する。このため、サブ・ファンドの投資家は、専用口座を通じて運用のプロが顧客資産の運用や投資配分を行う「ラップ口座」と同様のメリットを享受することができる。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、サブ・ファンドの投資家が「ラップ口座」と同様のメリットを享受することができない場合がある。

（中略）

サブ・ファンドの特徴

サブ・ファンドの運用は、投資先ファンド(ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ/グロース・ポートフォリオ)への投資を通じて行う。

各投資先ファンドは、投資可能証券等に投資することにより、利息・配当等収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することを目指す。

- コンサバティブ型投資先ファンドは、債券に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。
- グロース型投資先ファンドは、株式に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。

（後略）

<訂正後>

（前略）

各サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は時として大幅に変動することがある。

コンサバティブ型 - 米ドル建て承継機能付受益証券は、コンサバティブ型の米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券ならびにプレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ グロース型、グローバル・コア株式ファンド、ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型およびグローバル・コア債券ファンドのあらゆるクラス受益証券とのスイッチングを行うことができる（注：インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。）。

マルチ・アセット・ファンドである投資先ファンドに主に投資するサブ・ファンドは、ラップ型ファンドと呼ばれる投資信託としての特徴を兼ね備えたファンドである。

- ・ラップ型ファンドとは、専用口座を通じて運用のプロが顧客資産の運用や投資配分を行う「ラップ口座」のメリットを、より手軽に享受できるように設計された投資信託である。投資家の運用目的に応じた選択が可能であること、ベンチマーク運用でも固定配分でもなく市場環境に合わせて投資運用会社が機動的に資産配分を変更することを特徴とした投資信託を指す。
- ・サブ・ファンドは、マルチ・アセット・ファンドである投資先ファンドに主に投資する。投資先ファンドは、市場環境に応じて機動的に資産配分を変更する。このため、サブ・ファンドの投資家は、専用口座を通じて運用のプロが顧客資産の運用や投資配分を行う「ラップ口座」と同様のメリットを享受することができる。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、サブ・ファンドの投資者が「ラップ口座」と同様のメリットを享受することができない場合がある。

（中略）

サブ・ファンドの特徴

サブ・ファンドの運用は、投資先ファンド(ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ/グロース・ポートフォリオ)への投資を通じて行う。

各投資先ファンドは、投資可能証券等に投資することにより、利息・配当等収入(インカム・ゲイン)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなるトータル・リターンを獲得することを目指す。

- コンサバティブ型投資先ファンドは、債券に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。
- グロース型投資先ファンドは、株式に重点をおきながら、主として株式および債券に投資する。

（後略）

3 投資リスク

（３）リスクに関する参考情報

以下の内容に更新されます。

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクを理解するための情報の一つとして利用されたい。

クラス受益証券の分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移	クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較
2013年11月～2018年10月の5年間におけるクラス受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。（ただし、米ドル建て承継機能付受益証券は2018年5月24日から運用を開始したため、年間騰落率および2018年5月23日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されない。）	左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、クラス受益証券と他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。（ただし、米ドル建て承継機能付受益証券は2018年5月24日から運用を開始したため、年間騰落率は算出されない。）

<コンサバティブ型－米ドル建て承継機能付受益証券>

(2013年11月～2018年10月)



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・酒田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- ・ 分配金再投資 1 口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にクラス受益証券へ再投資したとみなして算出したものである。ただし、クラス受益証券については分配金の支払実績はないため、分配金再投資 1 口当たり純資産価格は各受益証券の 1 口当たり純資産価格と等しくなる。
- ・ 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- ・ 代表的な資産クラス間の年間騰落率の比較は、上記の 5 年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- ・ サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・ 代表的な資産クラスを表す指数

日本株…………… T O P I X（配当込み）
 先進国株…………… ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス
 新興国株…………… S & P 新興国総合指数
 日本国債…………… B B G パークレイズ E 1 年超日本国債指数
 先進国債…………… F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債…………… F T S E 新興国市場国債インデックス（円ベース）

(注) ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよび S & P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算している。

T O P I X（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「**株東京証券取引所**」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**株東京証券取引所**が有している。なお、サブ・ファンドは、**株東京証券取引所**により提供、保証または販売されるものではなく、**株東京証券取引所**は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

F T S E 世界国債インデックスおよび F T S E 新興国市場国債インデックスは FTSE Fixed Income LLC により算出および公表されている債券インデックスである。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4 手数料等及び税金

（３）スイッチング手数料

海外におけるスイッチング手数料

<訂正前>

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限１％に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

（注）受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

<訂正後>

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が賦課される。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限１％に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。

（注）受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

（６）課税上の取扱い

日本

<訂正前>

2018年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

2018年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

5 運用状況

「（１）投資状況」「（２）投資資産」および「（３）運用実績 純資産の推移」については、以下の内容に更新されます。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

（2018年10月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	588,571,980.31	99.69
現金その他の資産（負債控除後）		1,845,906.31	0.31
合計 (純資産価額)		590,417,886.62 (約66,871百万円)	100.00

（注１） 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

（注２） 米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝113.26円）による。以下、「５ 運用状況」において同じ。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

（2018年10月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	342,030,324.42	99.68
現金その他の資産（負債控除後）		1,101,848.35	0.32
合計 (純資産価額)		343,132,172.77 (約38,863百万円)	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

（2018年10月末日現在）

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Conservative Portfolio I USD Acc（注）	ルクセンブルグ	投資法人	5,416,140.428	107.53	582,379,451.08	108.67	588,571,980.31	99.69

（注）Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Conservative Portfolioは、2018年12月28日付でGoldman Sachs GlobalMulti - Asset Conservative Portfolioに名称変更された。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

（2018年10月末日現在）

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Growth Portfolio I USD Acc（注）	ルクセンブルグ	投資法人	2,969,270.982	114.14	338,909,230.76	115.19	342,030,324.42	99.68

（注）Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Growth Portfolioは、2018年12月28日付でGoldman Sachs Global Multi - Asset Growth Portfolioに名称変更された。

投資不動産物件（2018年10月末日現在）

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの（2018年10月末日現在）

該当事項なし。

（３）運用実績

純資産の推移

各サブ・ファンドの2018年5月24日（運用開始日）から2018年10月末日までの期間における各月末の純資産価額ならびに米ドル建て承継機能付クラス受益証券の1口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

	純資産価額		米ドル建て承継機能付クラス受益証券 1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2018年5月末日	716,208,328.69	81,117,755	9.97	1,129
6月末日	687,132,264.37	77,824,600	9.86	1,117
7月末日	675,476,665.62	76,504,487	9.94	1,126
8月末日	646,700,229.72	73,245,268	9.84	1,114
9月末日	625,665,943.41	70,862,925	9.81	1,111
10月末日	590,417,886.62	66,870,730	9.51	1,077

（注）1口当たり純資産価格については米ドル建て承継機能付受益証券の価格を記載している。以下「（３）運用実績 純資産の推移」において同じ。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

	純資産価額		米ドル建て承継機能付クラス受益証券 1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2018年5月末日	393,957,819.87	44,619,663	9.90	1,121
6月末日	383,837,322.63	43,473,415	9.57	1,084
7月末日	387,240,998.07	43,858,915	9.53	1,079
8月末日	379,444,376.14	42,975,870	9.28	1,051
9月末日	372,300,636.47	42,166,770	9.02	1,022
10月末日	343,132,172.77	38,863,150	8.62	976

< 参考情報 >

純資産の推移

コンサバティブ型－米ドル建て承継機能付受益証券
(2018年5月24日(運用開始日)～2018年10月末日)



（注）上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではない。
以下同じ。

「（３）運用実績 収益率の推移」については、以下の内容が追加されます。

各サブ・ファンドの2018年５月24日（運用開始日）から2018年10月末日までの期間における収益率は、以下のとおりである。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

米ドル建て承継機能付クラス受益証券

期間	収益率 ^(注)
2018年５月24日 ～ 2018年10月末日	- 4.90%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年５月末日現在の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当初募集価格（10米ドル）

以下同じ。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

米ドル建て承継機能付クラス受益証券

期間	収益率 ^(注)
2018年５月24日 ～ 2018年10月末日	- 13.80%

「＜参考情報＞」については、以下の内容に更新されます。

＜参考情報＞

収益率の推移

コンサバティブ型－米ドル建て承継機能付受益証券



（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の１口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2018年については2018年10月末日における１口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における１口当たり純資産価格（分配額の額）（ただし、2018年については、当初募集価格である10米ドル）

（注２）2018年については2018年５月24日（運用開始日）から同年10月末日までの収益率を表示している。

「（４）販売及び買戻しの実績」については、以下の内容が追加されます。

各サブ・ファンドの下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2018年10月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

米ドル建て承継機能付クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年 5 月24日	16,501.000	1.000	16,500.000
～ 2018年10月末日	(16,501.000)	(1.000)	(16,500.000)

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

（注２）販売口数は、当初募集期間に販売された口数を含む。以下同じ。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

米ドル建て承継機能付クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年 5 月24日	2,501.000	1.000	2,500.000
～ 2018年10月末日	(2,501.000)	(1.000)	(2,500.000)

第2 管理及び運営

3 スイッチング手続等

<訂正前>

コンサバティブ型 - 米ドル建て承継機能付受益証券は、スイッチングを行うことができない。

<訂正後>

(1) 海外におけるスイッチング

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型およびプレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）にかかる信託証書補遺または英文目論見書に定められているスイッチング先サブ・ファンドに適用される制限もしくは条件または管理会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上行う決定に従い、受益者は、サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付クラス受益証券（以下「スイッチング元クラス受益証券」という。）の全部または一部を、（ i ）サブ・ファンドの他のクラス受益証券、または、（ ）スイッチング先サブ・ファンドのあらゆるクラス受益証券（以下「スイッチング先クラス受益証券」という。）にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券 1 口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

スイッチング請求は、スイッチング元クラス受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラス受益証券の買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先クラス受益証券の買付申込みを一括して行う取引として処理される。

異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。

スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング通知を受領した日時に入手できる直近のスイッチング元サブ・ファンドの純資産価額の上限 1 % に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社および / または販売取扱会社により計算され、賦課されることがある。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

スイッチング元クラス受益証券の全部または一部がスイッチング先クラス受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2}$$

- A : スイッチング後のスイッチング先クラス受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。
- B : スイッチング前のスイッチング元クラス受益証券の口数（0.001口単位）
- C : スイッチング元クラス受益証券にかかる受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）
- NAV 1 : スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日における受益証券 1 口当たり純資産価格

NAV 2 : スイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日（スイッチング元クラス受益証券の買戻日に受領される買戻しの受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先クラス受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日からスイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

受益証券のスイッチングには、税金が課されることがある。受益者は、スイッチングに課される税金について、自己の税務アドバイザーに相談すべきである。管理会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項に記載される状況下において、一または複数のサブ・ファンドの受益証券についてスイッチングを一時停止する権利を留保する。

スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストの受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。

（2）日本におけるスイッチング

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元クラス受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラス受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先クラス受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。また、管理会社は、日本における販売会社または販売取扱会社と協議の上、スイッチングの取扱いを停止する場合がある。

スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）販売取扱会社で別途定める単位で行うことができる。

スイッチング元クラス受益証券の全部または一部がスイッチング先クラス受益証券にスイッチングされる比率は、以下の公式に従って計算される。

$$A = \frac{B \times NAV 1 \times C}{NAV 2} \quad \text{〔注1〕〔注2〕}$$

A : スイッチング後のスイッチング先クラス受益証券の発行口数。0.001口単位の端数受益証券が発行されることがある。

B : スイッチング前のスイッチング元クラス受益証券の口数（0.001口単位）

C : スイッチング元クラス受益証券にかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）

NAV 1 : スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日における受益証券1口当たり純資産価格

NAV 2 : スイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日（スイッチング元クラス受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）の最初の適用ある発行日）におけるスイッチング先クラス受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を含まない。）。ただし、スイッチング元クラス受益証券の適用ある買戻日からスイッチング先クラス受益証券の適用ある発行日までの期間にかかる利息は当該受益者には支払われない。

（注1）スイッチング手数料は課せられない。

（注2）当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券ならびにスイッチング先サブ・ファンドのあらゆるクラス受益証券とのスイッチングを行うことができる。スイッチングは、手数料なしで行うことができる。スイッチング先サブ・ファンド以外のプレミアム・ファンズのその他のシリーズ・トラストの受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。

前記「（1）海外におけるスイッチング」の記載は、適宜、日本におけるスイッチングにも適用されることがある。

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

以下の内容が追加されます。

スイッチング先サブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンド、ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型およびグローバル・コア債券ファンドの経理状況

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型米ドル建て承継機能付受益証券は、2019年2月8日以降、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、グローバル・コア株式ファンド、グローバル・コア債券ファンドのそれぞれの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券ならびにウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型の米ドル建て受益証券とのスイッチングを行うことができる。この点、グローバル・コア株式ファンドについては、2018年5月16日に有価証券報告書が提出され、経理状況として第一会計年度財務書類が開示されているため、本書においても当該財務書類の内容を記載する。他方、ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型の運用開始（設定日）は、2018年5月24日、およびグローバル・コア債券ファンドは、2019年2月8日であり、本書の日付現在、財務書類はまだ作成されていないため、経理状況を記載することができない。なお、以下、グローバル・コア株式ファンドの経理状況に関する記載において、グローバル・コア株式ファンドを「サブ・ファンド」といい、受益証券の記載は、いずれもグローバル・コア株式ファンドの受益証券を指すものとする。

- a. サブ・ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュ（ケイマン諸島）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

1) 米ドル建て受益証券 = 米ドル

2) 円建て（ヘッジあり）受益証券 = 日本円

日本文の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 113.26円

(1) 貸借対照表

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンドの財務書類

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

純資産計算書

2017年11月30日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
(取得原価117,728,893.12米ドル			
(13,333,974千円))	1.2	127,996,953.83	14,496,935
受益証券販売未収金		2,980,845.72	337,611
設立費用(純額)	1.3	104,384.62	11,823
銀行預金		2,262.98	256
資産合計		131,084,447.15	14,846,624
負債			
受益証券買戻し未払金		1,068,026.06	120,965
投資有価証券購入未払金		1,234,409.72	139,809
先渡為替予約に係る未実現評価損	1.6,9	373,292.92	42,279
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	120,088.09	13,601
未払印刷および公告費用		32,658.19	3,699
未払弁護士費用		17,858.01	2,023
未払専門家費用		11,672.65	1,322
未払代行協会員報酬	7	10,261.26	1,162
未払管理事務代行会社報酬	5	6,180.35	700
未払投資運用会社報酬	4	5,124.56	580
未払保管会社報酬	6	4,116.14	466
未払設立費用	1.3	3,917.66	444
未払管理会社報酬	3	3,079.52	349
未払受託会社報酬	2	2,554.62	289
その他の未払報酬		722.86	82
負債合計		2,893,962.61	327,770
純資産		128,190,484.54	14,518,854
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		115,004,564.93	13,025,417
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,482,295,153円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		10,506,944.325口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,363,528.505口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		10.95	1,240円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,087円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド
 損益および純資産変動計算書
 2017年6月16日（運用開始日）から2017年11月30日までの期間
 （表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
収益			
銀行利息	1.4	9,622.13	1,090
収益合計		9,622.13	1,090
費用			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	547,151.30	61,970
代行協会員報酬	7	46,752.69	5,295
印刷および公告費用		32,658.19	3,699
管理事務代行会社報酬	5	28,118.99	3,185
投資運用会社報酬	4	23,348.61	2,644
保管会社報酬	6	18,727.42	2,121
弁護士費用		17,858.01	2,023
管理会社報酬	3	14,030.89	1,589
専門家費用		11,672.65	1,322
設立費用の償却	1.3	10,615.38	1,202
受託会社報酬	2	6,922.75	784
登録報酬		119.00	13
その他の費用		722.86	82
費用合計		758,698.74	85,930
投資純損失		(749,076.61)	(84,840)
以下に係る実現純利益			
投資有価証券	1.2	507,394.88	57,468
先渡為替予約	1.6	190,512.64	21,577
外国為替	1.5	27,098.98	3,069
当期の投資純損失および実現純利益		(24,070.11)	(2,726)
以下に係る未実現評価損益の純変動額			
投資有価証券	1.2	10,268,060.71	1,162,961
先渡為替予約	1.6	(375,560.69)	(42,536)
運用による純資産の純増加額		9,868,429.91	1,117,698
資本の変動			
受益証券の販売		147,019,263.28	16,651,402
受益証券の買戻し		(28,697,208.65)	(3,250,246)
資本の純変動額		118,322,054.63	13,401,156
純資産、期首		-	-
純資産、期末		128,190,484.54	14,518,854

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末		
発行受益証券	13,117,284.224 □	1,469,922.101 □
買戻受益証券	(2,610,339.899)□	(106,393.596)□
2017年11月30日	10,506,944.325 □	1,363,528.505 □
	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
純資産、期末		
2017年11月30日	115,004,564.93米ドル (13,025,417千円)	1,482,295,153円
	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
受益証券1口当たり純資産価格、期末		
2017年11月30日	10.95米ドル (1,240円)	1,087円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

財務書類に対する注記

2017年11月30日現在

注 1 . 重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動から構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の 5 計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

為替に係る実現損益の純変動額は、当会計期間の損益および純資産変動計算書に計上される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

先渡為替予約によって生じた未実現評価損益の純変動額および実現純損益は損益および純資産変動計算書に計上される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の管理会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．先渡為替予約

2017年11月30日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	10,260,668.22	日本円	1,110,220,000.00	2017年12月15日	(378,586.13)
米ドル	382,700.62	日本円	42,400,000.00	2017年12月15日	(5,303.04)
米ドル	323,761.16	日本円	36,286,000.00	2017年12月15日	(785.79)
米ドル	442,980.89	日本円	49,724,000.00	2017年12月15日	(396.63)
米ドル	411,085.05	日本円	46,650,000.00	2017年12月15日	4,135.46
米ドル	465,197.22	日本円	52,645,387.00	2017年12月15日	3,387.55
米ドル	876,590.41	日本円	99,230,613.00	2017年12月15日	6,638.85
米ドル	394,145.28	日本円	43,898,000.00	2017年12月15日	(3,415.39)
米ドル	411,310.13	日本円	46,150,000.00	2017年12月15日	(537.29)
日本円	6,946,578.00	米ドル	61,870.27	2017年12月6日	61.76
日本円	41,956,000.00	米ドル	374,951.13	2017年12月15日	1,507.73
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現純評価損合計					(373,292.92)

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2017年11月30日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	112.4150

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者と見なされている。関連当事者の報酬は、決算日時点の損益および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者と見なされている。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、監査報告書日までに、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

投資有価証券明細表

2017年11月30日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
1,136,639.32	BlackRock Strategic Funds - BlackRock Systematic Global Equity Fund Class I2 Share USD ACC	米ドル	117,728,893.12	127,996,953.83	99.85
投資信託合計			117,728,893.12	127,996,953.83	99.85
投資有価証券合計			117,728,893.12	127,996,953.83	99.85

投資有価証券の分類

2017年11月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.85
		99.85
投資有価証券合計		99.85

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

（２）損益計算書

サブ・ファンドの損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した各サブ・ファンドの損益および純資産変動計算書を参照のこと。

（３）投資有価証券明細表等

サブ・ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した各サブ・ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

中間財務書類

以下の内容が追加されます。

スイッチング先サブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンド、ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型およびグローバル・コア債券ファンドの経理状況

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型米ドル建て承継機能付受益証券は、2019年2月8日以降、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、グローバル・コア株式ファンド、グローバル・コア債券ファンドのそれぞれの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券ならびにウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型の米ドル建て受益証券とのスイッチングを行うことができる。この点、グローバル・コア株式ファンドについては、2018年8月31日に半期報告書が提出され、経理状況として2018年5月31日現在の中間財務書類が開示されているため、本書においても当該財務書類の内容を記載する。他方、ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型の運用開始（設定日）は、2018年5月24日、およびグローバル・コア債券ファンドは、2019年2月8日であり、本書の日付現在、財務書類はまだ作成されていないため、経理状況を記載することができない。なお、以下のグローバル・コア株式ファンドの経理状況に関する記載において、グローバル・コア株式ファンドを「サブ・ファンド」といい、受益証券の記載は、いずれもグローバル・コア株式ファンドの受益証券を指すものとする。

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

1）米ドル建てクラス受益証券 = 米ドル

2）円建て（ヘッジあり）クラス受益証券 = 日本円

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 113.26円

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンドの財務書類

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

純資産計算書

2018年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
(取得原価178,958,096.84米ドル			
(20,268,794千円))	1.2	188,967,004.10	21,402,403
銀行預金		4,411,407.05	499,636
設立費用(純額)	1.3	92,864.70	10,518
先渡為替予約に係る未実現評価益	1.6,9	28,602.64	3,240
資産合計		193,499,878.49	21,915,796
負債			
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	191,920.60	21,737
未払印刷および公告費用		58,824.67	6,662
未払弁護士費用		28,711.63	3,252
未払代行協会員報酬	7	16,399.40	1,857
未払専門家費用		13,655.66	1,547
未払管理事務代行会社報酬	5	9,851.95	1,116
未払投資運用会社報酬	4	8,190.08	928
未払保管会社報酬	6	6,561.51	743
未払管理会社報酬	3	4,921.75	557
未払設立費用	1.3	3,917.66	444
未払受託会社報酬	2	3,379.57	383
その他の未払報酬		994.14	113
負債合計		347,328.62	39,338
純資産		193,152,549.87	21,876,458
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		167,314,787.80	18,950,073
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		2,810,244,192円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		15,118,951.790口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		2,590,108.182口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		11.07	1,254円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,085円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末		
2017年11月30日	10,506,944.325 □	1,363,528.505 □
発行受益証券	8,187,960.939 □	1,724,870.297 □
買戻受益証券	(3,575,953.474) □	(498,290.620) □
2018年 5 月31日	15,118,951.790 □	2,590,108.182 □

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
純資産、期末		
2017年11月30日	115,004,564.93米ドル (13,025,417千円)	1,482,295,153円
2018年 5 月31日	167,314,787.80米ドル (18,950,073千円)	2,810,244,192円

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
受益証券 1 口当たり純資産価格、期末		
2017年11月30日	10.95米ドル (1,240円)	1,087円
2018年 5 月31日	11.07米ドル (1,254円)	1,085円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

財務書類に対する注記

2018年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動から構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注 2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注記1.5に記載の通り、クラス受益証券の換算により、純資産計算書に開示された金額は、上記の最低額および最高額とは若干異なる場合がある。

注 3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注 4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注 5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注 6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注 7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注 8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注 9．先渡為替予約

2018年 5 月31日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	25,420,517.77	日本円	2,764,700,000.00	2018年6月15日	21,079.24
米ドル	747,059.02	日本円	82,000,000.00	2018年6月15日	7,523.40
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現評価益合計					28,602.64

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2018年 5 月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	108.7650

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者と見なされている。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者と見なされている。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

投資有価証券明細表

2018年 5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
1,643,191.34	BlackRock Strategic Funds - BlackRock Systematic Global Equity Fund Class I2 Share USD ACC	米ドル	178,958,096.84	188,967,004.10	97.83
投資信託合計			178,958,096.84	188,967,004.10	97.83
投資有価証券合計			178,958,096.84	188,967,004.10	97.83

投資有価証券の分類

2018年 5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	97.83
		97.83
投資有価証券合計		97.83

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（^{*}）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

（1）資本金の額

<訂正前>

2018年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,020万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,535円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 126.73円)による。

(後略)

<訂正後>

2018年10月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,946万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,569円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 128.43円)による。

(後略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

2018年5月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2018年5月末日現在)

分類		内訳
A分類	通貨建て別運用金額	米ドル建て：3,804,951,959米ドル
		ユーロ建て：7,872,188ユーロ
		日本円建て：1,204,266,788,559円
		豪ドル建て：1,765,772,461豪ドル
		ニュージーランド・ドル建て：551,424,330ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建て：61,156,634カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。

<訂正後>

(前略)

2018年10月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2018年10月末日現在)

分類	内訳
----	----

A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て： <u>3,494,511,605</u> 米ドル ユーロ建て： <u>7,369,757</u> ユーロ 日本円建て： <u>1,068,680,440,209</u> 円 豪ドル建て： <u>1,863,864,999</u> 豪ドル ニュージーランド・ドル建て： <u>672,886,254</u> ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建て： <u>60,362,377</u> カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 （基本的性格）	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。

別紙B

投資先ファンドの概要

<訂正前>

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. -

ゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ^{*}

（コンサバティブ型投資先ファンド）

ゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ^{*}

（グロース型投資先ファンド）

* 管理会社は、投資運用会社から、投資先ファンドの監督当局であるルクセンブルグの金融監督委員会（「CSSF」）による各投資先ファンドの更新目論見書の承認を条件として、2018年12月頃に、コンサバティブ型投資先ファンドの名称をゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオに、グロース型投資先ファンドの名称をゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオに変更する予定である旨の報告を受けている。

（中略）

運用方針	・ <u>通常の市場環境下において、各投資先ファンドは、資産（現金および現金同等物を除く。）の3分の2以上を株式と株式関連譲渡可能証券、債券、投資可能ファンドおよび金融デリバティブ商品に投資する。</u> ・ 株式と株式関連譲渡可能証券には、普通株式、優先株式、株式引受権証券等、および預託証書（ADR、EDR、GDR）が含まれる。 ・ 債券には、固定金利債・変動金利債、優先社債・劣後社債、モーゲージ証券、アセットバック証券、CDO、CLO、マネーマーケット商品、国債・エージェンシー債、転換社債、優先株式、レボが含まれる。 ・ 各投資先ファンドは、スワップ（株式スワップ、金利スワップ、CDS、ならびにトータル・リターン・スワップを含む。）、先物・オプション（株式や株式市場、金利、クレジットならびに通貨に関するもの）、為替予約、レボを含みますがこれらに限られないデリバティブ取引を行うことがある。 ・ 投資先ファンドの投資方針または投資可能ファンドの投資方針の一環として、また投資可能ファンドの一部として株式や債券やその他の市場への投資媒体として投資可能ファンドを保有することがある。 ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合がある。 ・ 投資先ファンドの投資が成功するか、または、その投資目的が達成される保証はない。
------	---

管理会社は、投資運用会社から、下記<抜粋>に詳述するように、投資先ファンドの監督当局であるCSSFによる各投資先ファンドの新規目論見書の承認を条件として、2018年12月頃、投資先ファンドの投資方針を変更する旨の報告を受けている。<抜粋>の文言は、投資運用会社から提供されたものであり、CSSFの承認を条件としている。本抜粋で使用される用語は、投資先ファンドの英文目論見書において与えられた意味を有する。なお、今回の改定により変更される部分には、下線を付す。

<抜粋>

投資先ファンドは、通常の状況において、その純資産の少なくとも3分の2を、世界中に所在する発行体の株式および／または株式関連の譲渡可能証券および債券である譲渡可能証券に投資する。コンサバティブ型投資先ファンドは、その資産の60%を上限として株式を保有することができ、また、その資産の100%を上限として債券を保有することができる。グロース型投資先ファンドは、その資産の100%を上限として株式を保有することができ、また、その資産の60%を上限として債券を保有することができる。投資先ファンドは、当該証券に直接、および／または、投資可能ファンドを通じて投資する。株式および株式関連譲渡可能証券には、普通株式、優先株式、株式を取得するワラントおよびその他の権利、ADR、EDRおよびGDRを含む。

債券である譲渡可能証券には、固定金利債および変動金利債、優先社債および劣後社債（債券、無担保社債、手形およびコマーシャル・ペーパー等）、モーゲージ証券およびアセットバック証券、CDOおよびCLO、マネーマーケット商品、ブレイディ債およびその他の政府、その機関および付属機関、または中央銀行が発行する債券、転換社債（CoCo債を含む。）およびリバース・レボが含まれるが、これらに限定されない。投資先ファンドは、その純資産の20%を超えて、モーゲージ証券およびアセットバック証券に投資することができない。投資先ファンドのエクスポージャーには、世界中の大型および小型株、新興市場株式、公的不動産およびインフラ投資、インフラストラクチャー、コモディティ、世界中の国債および社債、ハイイールド債、新興市場債を含むがこれらに限定されない伝統的な資産クラス・エクスポージャー、ならびに市場を横断するシステムティックなトレンド・フォロー戦略、オルタナティブ・リスク・プレミアム戦略（エクイティ・ボラティリティ・セリング戦略、FXバリューおよびキャリー戦略、金利リスク・プレミアムおよびキャリー関連戦略を含む。）、マクロおよび／または信用重視の絶対リターン指向またはロング・ショート株式戦略を含むが、これらに限定されない非伝統的なエクスポートを含む。

投資顧問会社は、様々な資産クラスおよび商品（「戦術的エクスポージャー」）につき、通常、短期または中期的な市場見通しから導かれる投資判断を用いることを目指す。投資顧問会社は、通常、ETF、金融デリバティブ商品、またはアクティブ投資戦略を利用することで、その戦術的エクスポートの実施を目指す。

投資先ファンドは、その純資産の10%を超えて投資可能ファンドに投資することができる。投資先ファンドがその資産の大部分を投資可能ファンドに投資する場合、当該投資可能ファンドによって課される運用報酬の総額は、投資される投資先ファンドの資産の2.5%を超えてはならない。また、投資者は、投資可能ファンドが成功報酬を課すこともあることを認識すべきである。

また、投資先ファンドは、投資方針の一部として、または、ヘッジ目的のために、金融デリバティブ商品を利用することがある。これらには、外国為替先物予約、先物、オプション（持分証券および市場、金利、クレジットおよび通貨に関する）、スワップ（エクイティ・スワップ、金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。）、およびクレジット・リンク商品が含まれるが、これらに限定されない。金融デリバティブの利用および関連するリスクに関する詳細については、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている。

投資者は、投資先ファンドが金融デリバティブ商品を利用することにより、特に金利、クレジットおよび通貨に対してロングおよびショートの純エクスポージャーを生じる可能性があることを認識すべきである。投資顧問会社が用いる投資手法の詳細については、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている。

投資先ファンドはまた、付随的流動資産を保有すること、また例外的および一時的に、当該制限を超えて流動資産を保有することができるが、投資顧問会社が、株主の最善の利益になると判断する場合に限る。

投資顧問会社は、特に、持分証券、市場、金利、クレジット、通貨、コモディティの指数およびその他の認可投資対象に関して、下記表に記載のSFTR手法を用いることがある。投資先ファンドのSFTR手法に対するエクスポージャーは、以下のとおりである（いずれの場合も純資産価額に対する比率で表示）。

（コンサバティブ型投資先ファンド）

取引の種類	通常の場合において、当該取引の元本額は、投資先ファンドの純資産価額に対する下記比率を超えない予定である。*	当該取引の対象となり得る投資先ファンドの資産の元本額は、投資先ファンドの純資産価額の下記比率を上限とすることができる。
トータル・リターン・スワップ	0 %	100 %
レポ取引（リバーズ・レポを含む）	0 %	100 %
証券貸付取引	0 %	15 %

（グロース型投資先ファンド）

取引の種類	通常の状態において、当該取引の元本額は、投資先ファンドの純資産価額に対する下記比率を超えない予定である。*	当該取引の対象となり得る投資先ファンドの資産の元本額は、投資先ファンドの純資産価額の下記比率を上限とすることができる。
トータル・リターン・スワップ	2 %	100 %
レボ取引（リバー ス・レボを含む）	0 %	100 %
証券貸付取引	0 %	15 %

* 特定の状況では、この比率はより高くなることもある。

（後略）

<訂正後>

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. -

ゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ

（コンサバティブ型投資先ファンド）

ゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ

（グロース型投資先ファンド）

（中略）

運用方針	・投資先ファンドは、通常の状況において、その純資産の少なくとも3分の2を、世界中に所在する発行体の株式および／または株式関連の譲渡可能証券および債券である譲渡可能証券に投資する。コンサバティブ型投資先ファンドは、その資産の60%を上限として株式を保有することができ、また、その資産の95%を上限として債券を保有することができる。グロース型投資先ファンドは、その資産の95%を上限として株式を保有することができ、また、その資産の60%を上限として債券を保有することができる。 ・株式と株式関連譲渡可能証券には、普通株式、優先株式、株式引受権証券等、および預託証書（ADR、EDR、GDR）が含まれる場合がある。 ・債券には、固定金利債・変動金利債、優先社債・劣後社債、モーゲージ証券、アセットバック証券、CDO、CLO、マネーマーケット商品、国債・エージェンシー債、転換社債、優先株式、レポが含まれる場合がある。投資先ファンドは、その純資産の20%を超えて、モーゲージ証券およびアセットバック証券に投資することができない。 ・投資先ファンドの投資顧問会社は、様々な資産クラスおよび商品（「戦術的エクスポージャー」）につき、通常、短期または中期的な市場見通しから導かれる投資判断を用いることを目指す。投資先ファンドの投資顧問会社は、通常、ETF、金融デリバティブ商品、またはアクティブ投資戦略を利用することで、その戦術的エクスポージャーの実施を目指す。 ・各投資先ファンドは、スワップ（株式スワップ、金利スワップ、CDS、ならびにトータル・リターン・スワップを含む。）、先物・オプション（株式や株式市場、金利、クレジットならびに通貨に関するもの）、為替予約、レポを含むがこれらに限られないデリバティブ取引を行うことがある。 ・投資先ファンドの投資方針または投資可能ファンドの投資方針の一環として、また投資可能ファンドの一部として株式や債券やその他の市場への投資媒体として投資可能ファンドを保有することがある。 ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合がある。 ・投資先ファンドの投資が成功するか、または、その投資目的が達成される保証はない。
------	---

（後略）